

第1章 序章

1 はじめに

近年母性及び乳幼児をとりまく社会環境は、少子化・核家族化・女性の職場進出・社会連帯意識の希薄化による地域の養育機能の低下、さらには、教育観や価値観の多様化等により著しく変化してきています。そのため育児不安は増大し、母親の心の健康が脅かされ、これと共に子供たちの心の健康や児童虐待も大きな課題となってきました。

国では、健康で明るく元気に生活できる社会の実現を図るため「健康日本21」の国民の健康づくり運動を行っています。そして母子保健に関する国民健康づくり運動として「健やか親子21」が策定されております。また、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、平成17年4月から10年間を集中的に少子化対策に関する様々な取り組みを実施することを決め、地方公共団体や一般事業所に至るまで「次世代育成支援地域行動計画」の策定を義務付けています。

中央市においても、平成19年度に新市の前期行動計画を策定し、平成22年度から平成26年度までの5年間における後期行動計画「親が子どもがいきいきプラン」を策定し、取り組みをはじめました。さらに、平成25年3月「第2次中央市健康増進計画～みんなが輝くまち、健康あっぷ中央～」を策定し、母子保健に関する計画として「中央市母子保健計画～親も子どもも輝くまち、健やか支援中央～」を策定し推進することになりました。

2 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

時代を担う健全な児童の育成と母子保健の更なる充実を図ることが必要であり、母子保健対策は、結婚前、妊娠、分娩・周産期、新生児、乳幼児期、思春期を通じて一貫した体系のもとに総合的にすすめられることが重要です。「健康増進計画」「次世代育成支援地域行動計画」との整合性を図りながら地域の課題を明らかにし、取組んでいきます。

(2) 計画の構成

地域の母子の健康問題を事業ごとに分析・明らかにし、対策を講じるものとします。

(3) 計画の期間

健康増進計画は、平成25年から29年度までの5ヵ年計画としているので、本計画も準じ、評価・見直しを行っていきます。